

清瀬市移動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第5号に規定する、移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、単独で外出が困難な障害者・児（以下「障害者等」という。）に対して、外出のための移動支援費を支給することにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加の促進を目的とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ、屋外での単独移動が困難な者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条に掲げる障害福祉サービスの重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護を利用する者は除く。

- (1) 学齢以上の知的障害者
- (2) 学齢以上の精神障害者
- (3) 学齢以上の視覚障害者

同行援護に該当する者で同行援護にないサービスが必要な場合に対象となるが、同行援護との併給はしない。

- (4) 身体障害者手帳の交付を受けており、両上肢1級かつ両下肢1級、又は四肢体幹機能障害1級で車椅子での単独移動が困難な学齢以上の重度身体障害者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた学齢以上の者

2 前項の第1号又は第2号に規定する対象者が18歳未満の児童で、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない場合は、知的障害又は精神障害が確認できる診断書等を提示しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は支給対象から除くものとする。

- (1) 法第28条に掲げる障害福祉サービスの居宅介護における「通院等介助」の対象となる場合の通院介助の対象となる支援
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する指定居宅サービス等、同条第26項に規定する施設サービス又は同法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等の対象となる場合
- (3) 清瀬市重度脳性麻痺者介護事業を利用している場合
(支給対象とする外出及び付随する業務)

第4条 支給対象は、次の各号に掲げる外出であって、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。

- (1) 行政手続きや社会活動のための外出
- (2) 余暇活動及び社会参加促進のための外出
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合
- (4) 義務教育終了前の児童の利用は、当該児童の体力と安全に考慮した内容と範囲とする。

- 2 1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業の対象としない。
- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
 - (2) 通年かつ長期にわたる外出（通学・通所を除く）
 - (3) 布教活動、政治活動を目的とする外出等、社会通念上適当でない外出
 - (4) 移動支援事業者が提供する場所において当該事業者が介護・見守り・余暇活動等のサービスを提供すること
 - (5) 施設入所者の外泊中・短期入所中・入院中の利用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとした場合
- 3 通院は義務教育終了後を対象とし、病院等への送迎を支援するだけでよい通院が対象で、診察の立会いや医師などへの報告など保護者に代わる行為は行えない。
- 4 移動の目的地で介護者の具体的な支援の必要がなく、単なる待機（診察の待ち時間、指導者のいる習い事やサークルの参加など）や介護者が付き添っていない時間は対象としない。
- 5 道路運送法上の登録又は許可を得ている自家用自動車を使い、運転者の他に介護者が同乗した場合にサービスの対象となる。道路運送法上の登録又は許可を得ていない自家用自動車での支援は対象にならない。
- 6 利用範囲は原則として日帰りの範囲とするが、高校卒業以上の者で宿泊を伴う支援が必要な場合は、事前に市に利用者から行程表等を提示するものとする。
- 宿泊を伴う場合は宿泊先を居宅とみなし、宿泊先までの行き帰りを移動支援の対象とする。また、宿泊先からの外出は対象とするが、宿泊所内は対象としない。

(実施方法)

第5条 市長は、当該障害者等の利用希望及び事業者の判断に応じて、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型 個別的な支援が必要な障害者等に対する1対1の支援。
- (2) グループ支援型 同一のイベントや目的地へ移動する場合の2～3名の複数人同時支援。支援の人数比は各事業者において判断するため、利用者に対してアセスメントを適切に行うこと。

(事業者)

第6条 事業者は、法第36条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けて居宅介護等を実施している事業所であり、移動支援に係るサービスの提供を適切に行うことができると市長が認め、市に登録されたものとする。

- 2 前項の登録をしようとする事業者は、地域生活支援事業登録申込書により市長に申請するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその適否を決定し、当該申請をした事業者に対し、地域生活支援事業事業者登録通知書により通知するものとする。
 - 4 サービス提供者の必要資格は次のいずれかの資格とする。
 - (1) 介護職員初任者研修修了以上
 - (2) 居宅介護職員初任者研修修了
 - (3) 移動支援従業者養成研修修了
- (事業者の遵守事項)

第7条 事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう勤務体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は市長及び家族等に速やかに連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、利用者へのサービス提供記録に関する記録をサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

4 事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする障害者等は、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼地域生活支援給付費支給申請書(以下「申請書」という。)により市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して速やかに利用の適否を決定し、その旨を地域生活支援事業支給決定(却下)通知書により当該申請をした障害者等に通知し、利用の決定を受けた障害者等(以下「利用者」という。)に対しては、受給者証を交付するものとする。

(利用方法)

第10条 利用者は、第6条の規定により市に登録した事業者と直接契約をして、第6条4項に規定する従業者から必要なサービスを受けるものとする。

(利用時間)

第11条 移動支援の利用のひと月当たりの基準時間(以下「基準時間」という。)は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 基準時間の利用は3か月を一期間とし、期間内においては月をまたいで利用時間を繰り越すことができるものとする。なお、期間をまたいでの基準時間の繰り越しは認められない。

3 利用者のうち、生活サポート事業(平成28年4月1日施行)の支給を受けている者に対しては、移動支援事業の利用時間を定めるにあたり、移動支援事業の基準時間から生活サポートの利用時間を控除する。

(費用の負担)

第12条 市長は、利用者が移動支援に係るサービスを利用した場合に、当該利用者に事業の利用に要する経費のうち1割を負担させるものとする。

2 事業の利用に要する基準額は、別表2で掲げるとおりとする。尚、別表2で掲げる「身体介護あり」とは第3条第4号により支給決定を受けた学齢以上の者と、第3条第1から3号及び5号により支給決定を受けた者で、肢体不自由に係る身体障害者手帳の交付を受け、支援中に排泄と食事の両方に全面的な介助を要し、移動に常時車いすを使用する者とする。

3 市長は、利用者の属する世帯が別表4に掲げる区分のうち生活保護及び低所得に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、事業の利用に要する経費を無料とする。世帯の範囲は別表3に定めるとおりとする。

(支払い)

第13条 市長は、利用者が事業者から移動支援に係るサービスを受けたときは、利用者が事業者に支払うべき当該移動支援に係る費用について、前条の規定により支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、事業者を支払うことができる。

2 事業者はサービスを提供した月の翌月10日までに、別表2に基づく費用の請求を市長に対し、請求書(様式二号)明細書(様式三号)実績記録票(様式四号)を添付して行うものとする。

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ費用を支払うものとする。

(取消し)

第14条 市長は、利用者等が偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたときは、第9条の規定による利用の決定を取り消し、その者から当該支給の額について返還させることができる。

2 市長は、事業者が偽りその他不正な手段により支給を受けたときは、第6条3項の規定による登録を取り消し、第13条の規定によって支払った金額をその事業者から返還させることができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第11条）

	小学生	中学生	高校生	高校卒業以上
視覚障害（※2）	20時間 （※1）			25時間
知的障害				
精神障害				
身体障害（第3条4号）				
利用範囲	日帰りの範囲			原則日帰りの範囲

（※1）小学生、中学生及び高校生は、7月から9月までの一期間に、上記の表の利用時間数に10時間を上乗せして利用できるものとする。

（※2）同行援護に該当する者で同行援護にないサービスが必要な場合に限り対象となるが、同行援護との併給はしない。

別表2（第12条2項）

	身体介護	派遣形態	30分あたり	備考
個別 支援型	身体介護なし	利用者1人に対し、1人の移動支援の従業者を派遣する	850円	・15分未満は切り捨て、15分以上は繰り上げる。ただし、利用時間が30分未満の時は30分とする。
	身体介護あり （①両上肢1級かつ両下肢1級又は四肢体幹機能障害1級の身体障害者手帳の交付を受けた者又は②肢体不自由に係る身体障害者手帳の交付を受けた知的・精神障害者等で移動中に食事と排泄の両方に全面的な介助を要し、移動に常時車いすを使用する者）		1,600円 1時間 3,200円 以降30分毎に 900円増し	
グループ 支援型	身体介護なし	利用者2人に対し、1人の移動支援の従業者を派遣する	650円	
		利用者3人に対し、1人の移動支援の従業者を派遣する	500円	

別表3（第12条第3項）

区分	世帯の範囲
障害者	利用者とその配偶者
障害児	保護者等の属する住民基本台帳での世帯

別表4（第12条第3項）

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	※市町村民税非課税世帯	0円
一般	※市町村民税課税世帯	利用料の1割

※地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税（4月から6月までの間に申請する場合に

あつては、前年度分とする。)が課税世帯・非課税世帯の者